

中国四国整備局 分収造林契約実績 (令和5年度)

分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
岡山県津山市	6	ウ	①	2.25	(吉井川)
岡山県真庭郡新庄村	9	ウ	①	1.57	(旭川)
岡山県真庭市	5	ア	①	1.60	(旭川)
岡山県高梁市	7	ア	①	1.35	(高梁川)
岡山県岡山市	14	ウ	①	1.44	(旭川)
鳥取県日野郡日南町	9	ア	①②	1.95	(①日野川 ②菅沢ダム)
鳥取県日野郡日南町	6	イ	①	1.95	(日野川)
鳥取県倉吉市	5	ア	①	2.13	(天神川)
鳥取県鳥取市	17	ウ	①	2.21	(千代川)
鳥取県八頭郡八頭町	7	ウ	①	2.03	(千代川)
鳥根県邑智郡邑南町	10	ア	①	1.94	(江の川)
鳥根県浜田市	32	ア	②	2.49	(周布川ダム)
鳥根県邑智郡美郷町	5	ア	①	2.05	(江の川)
鳥根県江津市	10	ア	①	2.07	(江の川)
鳥根県邑智郡美郷町	19	ア	①	2.05	(江の川)
鳥根県松江市	4	ウ	②	2.01	(別所農業用施設)
鳥根県松江市	12	ウ	②	2.02	(農業用ため池)
鳥根県浜田市	6	ア	②	2.19	(大長見ダム)
鳥根県浜田市	14	ア	②	2.51	(周布川ダム)
鳥根県益田市	19	ア	①	1.80	(高津川)
鳥根県松江市	9	ア	①	2.19	(斐伊川)
鳥根県松江市	10	ア	①	2.18	(斐伊川)
鳥根県安来市	11	ア	②	2.06	(安来市上水道)
鳥根県邑智郡邑南町	17	ア	①	1.83	(江の川)
鳥根県大田市	7	ア	①	1.82	(江の川)
鳥根県出雲市	20	ア	②	2.00	(出雲市上水道)
鳥根県江津市	7	ウ	①	2.06	(江の川)
広島県東広島市	6	イ	②	1.59	(棕梨ダム農業用水)
広島県三次市	6	ウ	①	1.83	(江の川)
広島県三次市	49	ア	①	1.37	(江の川)
広島県庄原市	17	イ	①	1.43	(江の川)
広島県安芸高田市	23	イ	①	1.63	(江の川)
広島県三次市	18	イ	①	1.41	(江の川)
広島県山県郡北広島町	16	イ	①	1.62	(太田川)
広島県世羅郡世羅町	8	ウ	①	1.41	(江の川)
広島県山県郡北広島町	5	ア	①	1.62	(江の川)
広島県山県郡北広島町	53	ア	①	1.62	(太田川)
広島県神石郡神石高原町	8	イ	①	1.38	(江の川)
広島県庄原市	6	イ	①	1.84	(江の川)
広島県庄原市	17	イ	①	1.84	(江の川)
広島県庄原市	9	イ	①	1.84	(江の川)
広島県庄原市	6	イ	①	1.84	(江の川)
広島県山県郡北広島町	21	ア	①	1.62	(江の川)
広島県三次市	8	イ	①	1.83	(江の川)
広島県三次市	7	ア	①	1.83	(江の川)
山口県周南市	5	ア	①②	2.16	(①錦川 ②向道ダム)
山口県岩国市	12	ア	①	1.90	(錦川)
山口県長門市	23	ウ	②	1.71	(新開作ため池)
徳島県那賀郡那賀町	13	ア	①②	2.40	(①那賀川 ②小見野々ダム、那賀町西宇共同給水施設)
高知県高岡郡四万十町	6	ア	①	2.24	(四万十川)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地 エ：その他

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業も採択基準は、B/C≧1.00。